

群馬県告示第114号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定した。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
19	前橋市五代町字嶺久保889番1から889番4まで、892番から896番まで、898番、899番	ア
20	勢多郡富士見村石井字上白川1740番1の一部、1740番6から1740番9まで	ア
21	前橋市下大屋町字下西原312番2、312番8の一部、312番9、312番10、324番1、324番2	ウ
22	前橋市嶺町字請地903番3、903番4、904番2、904番3、904番7、906番1、917番2	ア
23	勢多郡富士見村赤城山字下横道409番7	ア
24	前橋市小坂子町字平塚1489番3、1490番1、1490番2、1491番2の一部、1491番4	ウ
25	前橋市嶺町字請地902番8の一部、903番1、903番5、905番2	ウ
26	前橋市五代町288番の一部、289番から291番まで、292番1、292番2	ア
27	前橋市茂木町1394番2、1394番3、1396番1、1398番1	ア
28	伊勢崎市波志江町2237番1、2237番10	ア
29	佐波郡玉村町大字川井195番、198番から200番まで、201番の一部	ウ
30	渋川市赤城町赤城山字赤城山36番5の一部	ア
31	渋川市小野字藤田816番31の一部、816番37、816番143から816番145まで、816番147、816番148、816番181、816番187、816番232、816番233、816番234の一部、816番236、816番287、816番307	ア
32	北群馬郡吉岡町北下字上野1642番37、1642番52、1642番53、1642番62から1642番64まで	イ
33	北群馬郡吉岡町上野田字城原3234番1	ア
34	渋川市伊香保町伊香保甲五輪平526番5の一部	ア
35	渋川市渋川字上平3546番1の一部、3547番1の一部	ウ
36	渋川市赤城町赤城山字赤城山55番7	イ
37	渋川市金井字大野2864番2の一部、2864番5の一部	ウ

38	洪川市赤城町栄字沖門23番2、23番6、23番9、25番1、26番1、27番3、28番4、28番5、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2	ア
39	洪川市南牧字杉瀬192番2、192番6、192番7	ウ
40	北群馬郡吉岡町上野田字夫婦石3549番1、3549番2、3551番、3552番1	ア
41	高崎市白岩町字上尾鹿背806番1、806番2の一部、806番3、806番4、807番1の一部、807番2の一部、807番3、827番、828番2の一部、829番3の一部、830番1から830番5まで、848番1、848番2、849番4の一部、849番5の一部、853番1の一部、853番2の一部、854番1の一部、854番2の一部、854番3の一部、854番4	ア
42	安中市松井田町大字上増田字増田山国有林174林班イの一部	イ
43	安中市松井田町大字上増田字増田山国有林174林班イの一部	イ
44	安中市上後閑字堀ノ内821番7の一部、822番の一部、824番1、824番2、824番3の一部、824番5、830番、831番、832番1、832番2、833番1の一部、833番3の一部、833番4、833番5、834番、835番2の一部	イ
45	安中市東上秋間字神水2517番3の一部、2518番3の一部、2520番4の一部	イ
46	多野郡吉井町大字上奥平字取上2110番2の一部	ウ
47	多野郡吉井町大字岩崎字大比良2108番1の一部、2108番3の一部、2108番4、2108番6、2108番9、2109番2	ウ
48	多野郡吉井町大字岩崎字大比良2097番1の一部、2097番2、2098番2、2104番8の一部、2104番7の一部、2104番13の一部	ウ
49	吾妻郡中之条町大字四万字木ノ根宿4400番54の一部、4400番55の一部	イ
50	利根郡昭和村大字川額字瓜畠3565番1の一部	ア
51	利根郡昭和村大字森下字悪戸156番3、156番5、156番6、甲156番2の一部、160番1、160番2、161番1の一部、167番の一部、168番の一部、169番	ア
52	太田市大原町2348番1、2356番1の一部	ウ
53	館林市堀工町字蛇沼317番1、318番から323番まで、324番1、325番1、326番1、348番2、甲348番1、乙349番、甲349番1、甲349番2、350番、351番	ア
54	邑楽郡板倉町大字離字悪途1421番31、1421番32、1421番35、1421番36、1421番39から1421番47まで、1421番106から1421番109まで、1421番142	ア
55	館林市近藤町字小袋69番1、69番6	ア
56	邑楽郡板倉町海老瀬字北6985番48、6985番50、6985番52、6985番54、6985番56、6985番58、6985番59、6985番61、6985番63、6985番65、6985番66、6985番6	ア

	8、6985番70、6985番91	
57	邑楽郡板倉町大字内蔵新田字鹿見694番2、694番7から694番19まで、694番23から694番35まで、695番2、696番1、697番1、乙700番、700番1、701番、727番1から727番5まで、728番1、728番2、729番1から729番5まで、730番、731番1、737番2、738番2、764番1、764番2、大字粕谷字大林2712番1から2712番3まで、2804番1から2804番4まで、大字板倉字小太子2892番1から2892番6まで、2903番1の一部	ウ
58	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7118番1、7118番10、7118番11、7204番2、7204番3、7264番1、7264番2、7291番2、7298番1	ウ
59	邑楽郡板倉町大字海老瀬字上新田1244番、1265番1	ウ
60	館林市赤生田字下新田237番、240番、241番、250番、252番から255番まで、256番1から256番4まで、257番1、乙260番、甲260番1、甲260番2、263番、398番1、399番1、399番4、400番1、412番1、413番1、416番1、417番1、417番2、418番1、419番1、420番から422番まで、423番1、424番1、425番から427番まで、428番1、429番、甲430番、乙430番1、431番、434番から438番まで、439番1、440番1、442番から445番まで、446番1、447番1、448番1、449番1、449番2、449番4、450番、451番、452番1、453番から455番まで、甲456番、乙456番、457番1、458番1、459番1、460番1、461番1、463番1、465番1、465番2、467番1、468番から474番まで、475番1、476番1	ウ
61	板倉町大字除川字くぐや462番1、462番2、463番2、500番から503番まで、511番から513番まで	ア
62	桐生市新里町板橋字大平823番9の一部、823番14の一部	ウ
63	桐生市新里町奥沢字須鴨601番の一部、603番1、603番7、604番3	ア
64	桐生市新里町鶴ヶ谷字富士山460番5、460番6、460番13、460番14、460番26	ア
65	桐生市黒保根町下田沢1900番358から1900番362まで、1900番364、1900番366、1900番367、1900番814、1900番844、1900番845	ア

備考 埋立地の区分

ア 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

イ 令第13条の2第2号に規定する埋立地の区域

ウ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の3第1号に規定する埋立地の区域

エ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、規則第12条の3第2号に規定する埋立地の区域

オ 令第13条の2第3号ロに規定する埋立地であって、規則第12条の3第2に規定する埋立地の区域